

長岡崇徳大学における公的研究費の適正な使用に関する行動規範

令和2年9月10日

長岡崇徳大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学に所属する非常勤を含む、教育職員、事務職員及びその他関連するすべての者（以下「教職員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 教職員は、公的研究費の使用に当たり、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める諸規程や各種ルール、その他関係する法令・通知等を遵守しなければならない。
2. 教職員は、公的研究費が大学の管理する公的資金であることを認識し、適正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。
3. 教職員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 教職員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 教職員は、本学が定める規則等その他関係する法令等に違反して、不正使用を行った場合は、本学の処分及び法的な責任を負担しなければならない。
7. 教職員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。